

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	予防接種法による予防接種の実施等に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

文京区保健衛生部予防対策課は、番号制度関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人プライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

東京都文京区長

## 公表日

令和5年9月20日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種法による予防接種の実施等に関する事務			
	<p><b>【事務の概要】</b> 予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p><b>【事務の内容】</b></p> <p>1 予防接種の実施に関する事務(新型コロナワクチン感染症対策に係る予防接種事務を含む。)      2 予防接種健康被害救済制度の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務      3 予防接種健康被害救済制度の給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務      4 実費の徴収に関する事務</p>			
②事務の内容				
③対象人数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上30万人未満 ]      1) 1,000人未満      2) 1,000人以上1万人未満                                                  3) 1万人以上10万人未満      4) 10万人以上30万人未満</p>			

## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1				
①システムの名称	予防接種記録照会システム			
②システムの機能	<p>1 予防接種対象者の抽出          2 予診票の発行・予診票送付履歴の照会          3 予防接種履歴の照会          4 勧奨通知発送用未接種者抽出          5 各種帳票の出力・予防接種履歴のエラーチェック及び登録(手入力、パンチデータ取り込み)          6 委託料の計算処理          7 国などへ報告する数値の算出          8 統計分析機能</p>			
③他のシステムとの接続	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム      [    ] 庁内連携システム</p> <p>[    ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等      [    ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ) )</p>			
システム2~5				

システム2	
①システムの名称	中間サーバープラットフォーム
②システムの機能	<p>1 符号の管理 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である情報提供用個人識別符号(以下「符号」という。)と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する団体内統合宛名番号をひも付け、その情報を保管及び管理する。</p> <p>2 情報照会 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介し、特定個人情報(連携対象)の情報照会・情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3 情報提供 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4 既存システムとの接続 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)との間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5 情報提供等の記録の管理 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があつた旨の情報提供等の記録を生成し、保管し、及び管理する。</p> <p>6 情報提供データベースの管理 特定個人情報(連携対象)を副本として、保有し、及び管理する。</p> <p>7 データ送受信 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会・情報提供、符号取得のための情報等を連携する。</p> <p>8 セキュリティ管理 セキュリティを管理する。</p> <p>9 操作者認証及び権限の管理 中間サーバーを利用する操作者のアクセス権限や操作権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10 システム管理 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知及び保管切れ情報の消去を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [      ] 庁内連携システム</p> <p>[      ] 住民基本台帳ネットワークシステム [      ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[      ] 宛名システム等 [      ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 団体内統合宛名(中間サーバーコネクタ)システム )</p>
システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名(中間サーバーコネクタ)システム
②システムの機能	<p>1 団体内統合宛名番号管理 ・ 団体内統合宛名番号の付番を行う。 ・ 団体内統合宛名番号と既存業務システムの宛名番号とをひも付けて管理する。</p> <p>2 宛名情報管理 氏名・住所等の基本4情報を団体内統合宛名番号にひも付けて管理する。</p> <p>3 中間サーバー連携 中間サーバーとのオンラインデータ連携及びオフラインデータ連携用の媒体作成を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[      ] 情報提供ネットワークシステム [      ] 庁内連携システム</p> <p>[      ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input checked="" type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] 宛名システム等 [      ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( 中間サーバープラットフォーム、予防接種記録システム )</p>

システム4	
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)
②システムの機能	<p>1 ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録      2 接種記録の管理      3 転出/死亡時等のフラグ設定      4 他市区町村への接種記録の照会・提供      5 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会      6 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施      7 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム      [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム      [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム      [ ] その他 ( )</p>
システム6~10	
システム11~15	
システム16~20	
3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種記録ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条第1項、第19条第6号(委託先への提供)、同条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)及び別表第一の10の項      2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条第1~7号</p>
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[ 実施する ] &lt;選択肢&gt;      1) 実施する      2) 実施しない      3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】      1 番号法第19条第8号、別表第二 16の2、17、18、19の項      2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府令、総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2      【情報提供】      1 番号法第19条第8号 別表第二 16の2の項、16の3の項      2 番号法別表第二主務省令 第12条の2</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健衛生部予防対策課
②所属長の役職名	保健衛生部予防対策課長
7. 他の評価実施機関	
-	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
予防接種記録ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 <b>※</b>	[ <input type="checkbox"/> システム用ファイル ]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 <b>※</b>	予防接種法等関連法令に定められる予防接種事業の対象者	
その必要性	<p>予防接種に関する記録を作成し、管理するとともに、予防接種の事務を正確かつ効率的に実施し、重複通知の予防や未接種者への勧奨等に利用している。</p> <p>【団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ】 予防接種記録システム及び中間サーバーとの連携を行うため、本特定個人情報ファイル(団体内統合宛名ファイル)において、予防接種事業の対象者の情報を保有し、常に正確に更新・管理・連携をする必要がある。</p>	
④記録される項目	[ <input type="checkbox"/> 100項目以上 ]	<選択肢> 1) 10項目未満      2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満      4) 100項目以上
主な記録項目 <b>※</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 識別情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 個人番号      [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> </ul> </li> <li>▪ 連絡先等情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)</li> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> </ul> </li> <li>▪ 業務関係情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報      [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報      [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報      [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報</li> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報      [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報      [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報      [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul> </li> </ul>	
その妥当性	<p>【識別情報】 予防接種対象者を正確に特定するために保有する。</p> <p>【連絡先等情報】  <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 予防接種の対象者を正確に特定するために保有する。</li> <li>▪ 通知業務に利用するために保有する。</li> </ul> </p> <p>【業務関係情報】  <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 健康・医療関係情報…予防接種履歴を管理するために保有する。</li> <li>▪ 生活保護・社会福祉関係情報…予防接種の費用負担の有無を確認するために保有する。</li> </ul> </p>	
全ての記録項目	別添1を参照。	
⑤保有開始日	平成29年1月1日	
⑥事務担当部署	保健衛生部予防対策課	

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 <b>※</b>	[○] 本人又は本人の代理人
	[○] 評価実施機関内の他部署 ( 戸籍住民課 )
	[ ] 行政機関・独立行政法人等 ( )
	[○] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他自治体 )
	[○] 民間事業者 ( 予防接種実施医療機関 )
②入手方法	[ ] その他 ( )
	[○] 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ
	[ ] 電子メール [ ] 専用線 [○] 庁内連携システム
	[○] 情報提供ネットワークシステム
	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証 [○] その他 ( 明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び 証明書交付センターシステム
③使用目的 <b>※</b>	予防接種対象者の資格の取得・喪失の管理及び対象者の接種履歴の管理並びに転入出者に接種履歴の突合を行うため
	【団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ】 予防接種記録システム及び中間サーバーとの連携を行うため、本特定個人情報ファイル(団体内統合宛名ファイル)において、予防接種事業の対象者の情報を保有し、常に正確に更新・管理・連携をする必要がある。
④使用の主体	使用部署 保健衛生部予防対策課
	使用者数 <選択肢> [ 50人以上100人未満 ] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	予防接種対象者の転入出や死亡などの異動の確認を行い、予防接種の実施、請求、審査、支払、登録、管理等の記録を正確に行う。  【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・ 文京区への転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会するとともに、接種券発行のために特定個人情報を使用する。 ・ 文京区からの転出者について、転出先市町村へ文京区での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。
	情報の突合 1 予防接種対象者の住民票関係情報と予防接種の給付に対する請求及び接種履歴を突合する。 2 予防接種法第15条の規定により健康被害の救済措置対象者の転入出における履歴の真正性を確認し、請求、審査、支払、登録、管理等の記録を正確に行う。  【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 文京区からの転出者について、文京区での接種記録を転出先市町村に提供するために、他市町村から個人番号を入手し、文京区の接種記録と突合する。
⑥使用開始日	平成29年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 <b>※</b>	[ 委託する ]	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 2 ) 件
委託事項1	予防接種記録照会システム	
①委託内容	予防接種記録照会システムの保守・改修業務をシステム開発業者に委託	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	株式会社 ラバードシステムズ	
再委託	④再委託の有無 <b>※</b>	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2~5		
委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種業務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	株式会社ミラボ	
再委託	④再委託の有無 <b>※</b>	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6~10		
委託事項11~15		
委託事項16~20		

## 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[○] 提供を行っている ( 2 ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ] 行っていない			
提供先1	市町村長			
①法令上の根拠	番号法第19条第16号			
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務			
③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)			
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]      1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>			
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ			
⑥提供方法	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線  [ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  [ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙  [○] その他 (ワクチン接種記録システム(VRS))</p>			
⑦時期・頻度	文京区への転入者について、転出元市町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度			
<b>提供先2~5</b>				
提供先2	市町村長及び都道府県知事			
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の16の2の項、16の3の項			
②提供先における用途	文京区での予防接種記録の確認			
③提供する情報	予防接種記録			
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 1万人未満 ]      1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>			
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ			
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 専用線  [ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  [ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙  [ ] その他 ( )</p>			
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度			
<b>提供先6~10</b>				
<b>提供先11~15</b>				
<b>提供先16~20</b>				
移転先1				
①法令上の根拠				
②移転先における用途				
③移転する情報				

④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">[ ] &lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	<p>[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	
<b>移転先2~5</b>	
<b>移転先6~10</b>	
<b>移転先11~15</b>	
<b>移転先16~20</b>	

## 6. 特定個人情報の保管・消去

- 1 文京区では、予防接種記録ファイルを磁気ディスクで複製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ室内に保管している。
- ① 時間外の庁舎内執務室は、セキュリティロックをかけているドアで管理している。
  - ② サーバ室へは常時、入退室カードの利用申請簿に記入の上、入退室カードを受け取り、その入退室カードによってサーバ室のドアを開け、入退室する。
  - ③ 職員は毎日、入退室カードが返却されたことを確認の上、施錠できる部屋に保管する。
  - ④ 入退室のログを記録し、入退室カードの利用申請簿とともに1年間保管する。
  - ⑤ サーバ室内は防犯カメラにより記録し、外付けハードディスクに約1か月分の記録を残している。
- 2 予防接種記録システムから特定個人情報を取り出す際は、セキュリティロック付きのUSBメモリを利用している。利用後は、特定個人情報を含むファイルを消去し、施錠したキャビネット内においてUSBを管理・保管している。
- 3 紙媒体の申請書等については、受領から保管までの流れをマニュアルで定めており、最終的に施錠管理された場所で保管している。
- 4 バックアップデータについては、データセンターで保管している。

### 【団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)における措置】

- 1 時間外の庁舎内執務室は、セキュリティロックをかけているドアで管理している。さらに、入退室カードを使用した入退室管理及び防犯カメラによる管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。
- 2 不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証(ログイン)、さらに、認証(ログイン)したユーザに対する認可(処理権限の付与)機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)及び監査(ログの記録運用)を行っている。

保管場所 ※

### 【中間サーバープラットフォーム(※)における措置】

- 1 中間サーバープラットフォームは、データセンターに設置されており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。
  - 2 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
- (※)中間サーバープラットフォーム：サーバ、データベースやネットワーク(回線)等の基盤群

### 【ワクチン接種記録システムにおける追加措置】

- 1 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン及び政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。
- 2 クラウドサービスを利用している。

なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。

- ① 論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。
  - ② 当該領域のデータは、暗号化処理する。
  - ③ 個人番号が含まれる領域は、インターネットからアクセスできないように制御している。
  - ④ 国、都道府県からは、特定個人情報にアクセスできないように制御している。
  - ⑤ 日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。
- (新型コロナウィルス感染症予防接種証明書電子交付機能)  
電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。
- (新型コロナウィルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)  
証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。

## 7. 備考

### 【ワクチン接種記録システムにおける追加措置】

- ・ 自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。
  - ・ 自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。
- \* クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### ◆共通(世帯情報)

世帯番号、世帯主宛名番号、世帯主力ナ氏名、電話番号、FAX番号、課税世帯区分、処理区分、更新者、更新日、更新時期、地域情報、小学校区、中学校区、保健推進委員、民生委員、世帯予備、住所日本語文字数、方書文字数、世帯予備3、世帯予備4、世帯予備5、居住情報、郵便番号、住所コード、町内会コード、住所日本語、地番甲乙判定、地番本番、地番枝番、地番末番、地番編集区分、方書コード、方書日本語、方書バーコード

### ◆共通(個人情報)

宛名番号、世帯番号、カナ氏名、漢字氏名、生年月日、生年月日(西暦)、性別、続柄1、続柄2、続柄3、続柄4、住民区分、外国人判定、国籍、家族判定、家族判定順位、特徴判定、普徴判定、課税区分、所得割、氏名文字数、通称名優先氏名文字数、送付用優先氏名文字数、更新者、更新日、更新時間、連絡先、個人用電話番号(携帯・PHS)、Eメール1、Eメール2、個人用小学校区、個人用中学校区、通称名、通称カナ氏名、通称氏名、送付情報、送付用市内住所コード、送 郵便番号、送 丁番号、送 本番、送 枝番、送 末番、送 住所日本語、送 方書日本語、送 方書バーコード、送 宛名人氏名、後見人、送 予備2、送 予備3、送 予備4、送 予備5、異動情報、異動事由、移動日、異動届出日、住民になった事由、住民になった移動日、住民になった届出日、住民でなくなった移動日、住民でなくなった届出日、住定日事由、住定日、住定日届出日、転入前住所、転出後住所、個人予備、要支援者情報、個人発生連番、小学校区(就学前)、中学校区(就学前)、個人予備5、外国人特有項目、外国人住民日、第30条45規定区分、在留資格、在留期間等(yymmddd)、在留期間等終了日、在留カード等番号

### ◆個人番号

宛名番号、SEQ、個人番号、連携日

### ◆予防接種各種

宛名番号、接種コード、接種回数、接種・予診日、更新日、年度、性別、接種日年齢、年度末年齢、基準日年齢、\*対象外判定、接種判定、混合接種何種、請求日(月)、実施医療機関、Lot.No、実施区分、接種量、接種医、未接種理由、医師の判断、特記事項、予診フラグ、取込年月日、長期医療、同時接種\*、区分、抗体検査、定期・任意、転入前接種の疑い、日本脳炎特例対象、ツ反項目、発赤 反応長径、発赤 反応短径、硬結 反応長径、硬結 反応短径、二重発赤 反応長径、二重発赤 反応短径、所見、判定、精密検査結果、風しん項目、抗体価検査、更新情報、更新者、更新日、更新時期

### ◆高齢者インフルエンザ

西暦年度、宛名番号、接種日、更新者、更新日、更新時間、性別、接種日年齢、年度末年齢、基準日年齢、請求日(月)、実施医療機関、接種判定、Lot.No、接種量、実費領収区分、65歳未満接種理由、予診フラグ、特記事項、取込年月日、対象外(年齢\*)、対象外(間隔\*)、対象外(重複\*)

### ◆高齢者肺炎球菌

西暦年度、宛名番号、接種・予診日、更新者、更新日、更新時間、性別、接種日年齢、年度末年齢、基準日年齢、請求日(月)、実施医療機関、接種判定、Lot.No、接種量、実費領収区分、65歳未満接種理由、予診フラグ、特記事項、長期療養、取込年月日、対象外(年齢\*)、対象外(間隔\*)、対象外(重複\*)

### ◆風しん第5期

西暦年度、宛名番号、接種日、更新者、更新日、更新時間、性別、クーポン、実施区分、接種(実施)判定、実施医療機関、抗体検査方法、抗体価、抗体価範囲、抗体価単位、抗体検査判定結果、抗体検査番号、ワクチン、Lot.No、接種量、請求日(月)、特記事項、対象外判定、接種日年齢、年度末年齢、基準日年齢、予診フラグ

### ◆臨時接種

西暦年度、宛名番号、接種日、更新者、更新日、更新時間、性別、接種種別、接種回数、接種判定、接種日年齢、年度末年齢、基準日年齢、受信時国保区分、請求日(月)、自治体コード、実施医療機関、実施場所、実施区分、問診医、接種医、接種番号、メーカー、Lot.No、接種量、未接種理由、予診フラグ、特記事項

### <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目>

個人番号、宛名番号、自治体コード、接種券番号、属性情報(氏名、生年月日、性別)、接種状況(実施／未実施)、接種回、接種日、ワクチンメーカー、ロット番号、ワクチン種類(※)、製品名(※)、旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)、証明書ID(※)、証明書発行年月日(※)

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

### III リスク対策 ※(7. ②を除く。)

#### 1. 特定個人情報ファイル名

予防接種記録ファイル

#### 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置内容 予防接種の対象者が、予診票等の送付時に文京区に住民票を有しているかどうかについては、最新の住民情報を管理している既存住民基本台帳システム（以下「既存住基システム」という。）から情報の移転を受けている。また、住民登録外の者から予防接種に関する申請があった場合は、居住実態を証明する書類等の提出を求め、審査結果に基づき対象者として認定している。</p> <p>2 必要な情報以外を入手することを防止するための措置内容 予防接種記録システムにおいて、予防接種に必要な情報のみ取り込むことができる仕様となっている。</p> <p><b>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置内容】</b></p> <p>1 転入者本人からの個人番号の入手 文京区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人確認同意を取得し、さらに、番号法第16条の規定により、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>2 他市町村からの個人番号の入手 文京区からの転出者について、文京区での接種記録を転出先市町村へ提供するため、他市町村から個人番号を入手するが、その際は、他市町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。</p> <p>3 転出元市区町村からの接種記録の入手 文京区への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、文京区において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>4 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するには、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条の規定により、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）における他のリスク及びそのリスクに対する措置

#### 【入手の際に特定個人情報が漏えいするリスク】

予防接種記録システムを利用するためには、ユーザーIDによる識別と二要素認証(生体認証及びパスワード認証)によるログインが必要であり、特定個人情報は、非表示に設定している。

#### 【ワクチン接種記録システムにおける追加措置内容】

1 入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。

2 ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。

3 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。

(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)

① 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。

② 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。

③ 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。

④ 券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。

⑤ 券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。

⑥ 電子交付アプリとVRSとの通信は、暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。

(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)

① 個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。

② 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。

③ 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。

④ 券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。

⑤ 券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。

⑥ キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。

### 3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	1 予防接種記録システムの稼働するLANは、インターネットや情報系LANとネットワークが分離しており、外部から侵入できない。 2 予防接種記録システムにおいて、個人番号の照会・検索権限は付与されておらず、画面上非表示となっている。  <b>【ワクチン接種記録システムにおける追加措置内容】</b> 接種会場等では、接種券番号の読み取末端(タブレット端末)からはインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないよう制御している。		
	[ 十分である ]	<b>&lt;選択肢&gt;</b> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[ 行っている ]	<b>&lt;選択肢&gt;</b> 1) 行っている 2) 行っていない			
具体的な管理方法	<p>ユーザーIDによる識別と二要素認証(生体認証及びパスワード認証)によるログインを実施しており、ログイン後は処理権限の付与により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。</p> <p><b>【団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)における管理方法】</b></p> <p>1 団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)では、ユーザID・パスワード・生体認証による認証(ログイン)を行い、認証(ログイン)後は操作権限に応じて、当該ユーザがシステム上で利用可能な機能を制御することで、不正使用が行えないよう対応している。</p> <p>2 団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)では、利用できる端末をシステムで管理することにより、不正な端末からの使用ができないように対応している。</p> <p><b>【ワクチン接種記録システムにおける追加措置内容】</b></p> <p>1 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。</p> <p>2 ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。</p> <p>① LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。</p> <p>② ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザID／パスワードにて行う。</p> <p>③ ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、文京区が指定する管理者が認めた者に限定して発行される。</p>				
その他の措置の内容	<p>システムにおいて特定個人情報へのアクセス及び操作ログの記録を行っている。毎月、複数の職員によりアクセス及び操作ログを確認し、不正利用の有無をチェックしている。</p> <p><b>【ワクチン接種記録システムにおける追加措置】</b></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、文京区が指定する管理者が必要最低限の権限で発効する。</p> <p>文京区が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。</p> <p>やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動/退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際は速やかに把握している内容を更新する。</p> <p>文京区が指定する管理者は、定期的にユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。</p> <p>システム上の操作ログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期に及び必要に応じて隨時に確認する。</p>				
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<b>&lt;選択肢&gt;</b> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である		

## 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

### 【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク】

- 1 特定個人情報ファイルはサーバー内のデータベースに保存されており、クライアント端末（職員が利用している端末）には保存されず、複製もできない仕組みとなっている。
- 2 システムのバックアップデータはサーバー内に保管されており、直接特定個人情報閲覧することはできない。保守委託先のSEのみがアクセスでき、システムにバックアップデータを取り込むことで初めて特定個人情報が閲覧可能となる仕組みだが、SEに特定個人情報の閲覧権限は付与されていない。
- 3 個人番号等を保持するテーブルと予防接種情報等を保持するテーブルは別となっており、個人番号を使用しない事務では個人番号を保持するテーブルにアクセスできない仕組みとなっている。
- 4 作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。
- 5 作業に用いる電子記録媒体については、媒体管理簿等に使用の記録をする等、利用履歴を残す。
- 6 電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。
- 7 電子記録媒体による作業終了後、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。

### 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】

- 1 住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のように対応している。
  - ① 作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。
  - ② 作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部電子媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録をする等、利用履歴を残す。
  - ③ 電気記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。
  - ④ 作業に用いる電子記録媒体の取扱については、承認を行い、当該承認の記録を残す。
  - ⑤ 電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。
- 2 特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、以下の3つの場面に限定している。
  - ① 文京区への転入者については、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合にのみ入手し、使用する。
  - ② 文京区からの転出者について、文京区での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。
  - ③ 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。
- 3 ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない	
リスク：委託先における不正な使用等のリスク			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容			<p>1 契約の履行に当たり業務上知り得た秘密は、これを第三者に漏らしてはならない。 なお、この義務は契約終了後も継続する。また、納品物件を区の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与又は譲渡をしてはならない。</p> <p>2 契約履行のために区が提供した資料、データ等は、本契約以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は、委託業務終了までに区に返却すること。</p> <p>3 業務従事者に対し、個人情報保護の教育訓練を行うこと。</p> <p>4 個人情報データを履行場所以外へ持ち出さないこと。履行場所以外へ個人情報データを持ち出さざるを得ない場合は、利用目的、期間、閲覧者、持ち出し先の情報セキュリティ環境、情報セキュリティ責任者等を書面に記入して区の承認を得ること。持ち出す際には、原則として、個人情報データをマスクして個人を特定できないように加工すること。</p> <p>5 万が一、情報漏えい等の事故が発生した場合は、直ちに事業執行担当者に報告すること。また、運用保守の実施体制に変更があった場合は、速やかに区に報告すること。</p> <p>6 その他、本契約の履行に当たり、文京区個人情報の保護に関する条例、文京区情報セキュリティに関する規則及び文京区標準契約約款(委託)の個人情報保護に関する特記事項を遵守すること。</p>
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	許可のない再委託は、禁止している。許可する場合でも、通常の委託と同様の措置を義務付けている。		
その他の措置の内容	<p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 文京区、国、当該システムの運用保守事業者の三社の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用に当たっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。</p> <p>なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限</li> <li>・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録</li> <li>・ 特定個人情報の提供ルール／消去ルール</li> <li>・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</li> <li>・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適正な取扱いの確保</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の提供は、番号法にのっとり決められた範囲内に限定している。	
その他の措置の内容	<p><b>【ワクチン接種記録システムにおける追加措置】</b>            ワクチン接種記録システムでは、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」入手し、記録の確認をすることができる。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p><b>【ワクチン接種記録システムにおける追加措置】</b></p> <p>1 転出元市町村への個人番号の提供</p> <p>文京区への転入者について、転出元市町村から接種記録を入手するため、転出元市町村へ個人番号を提供するが、その際は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 本人動員及び本人確認が行われた情報をワクチン接種記録システムを用いて提供する。</li> <li>② 個人番号とともに転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号とともに送信したとしても、電文を受ける市町村では、該当者がいないため、誤った市町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。</li> </ul> <p>2 特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。</p> <p>3 特定個人情報を提供する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、文京区への転入者について、転出元市町村での接種記録を入手するために、転出元市町村へ個人番号とともに、転出元の市町村コードを提供する場面に限定している。</p>		

## 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)

リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>【団体内統合宛名システム（中間サーバーコネクタ）における措置】</p> <p>1 団体内統合宛名システム（中間サーバーコネクタ）では、個人番号利用事務（システム）からの接続には認証（ログイン）を必須とし、個人番号利用事務（システム）以外のアクセスはできない対策を実施している。</p> <p>2 団体内統合宛名システム（中間サーバーコネクタ）では、ユーザIDによる認証（ログイン）と認可（処理権限の付与）機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、個人番号関連業務関係者以外は、アクセスできないよう対策を実施している。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェア（※1）における措置】</p> <p>1 情報照会機能（※2）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※3）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>2 中間サーバーの職員認証・権限管理（認可された運用権限の管理）機能（※4）では、ログイン時の職員認証の外に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>（※1）中間サーバー・ソフトウェア：中間サーバー上で動作するプログラム等のソフトウェア類      （※2）情報照会機能：情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能      （※3）照会許可用照合リスト：番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの      （※4）中間サーバーの職員認証・権限管理（認可された運用権限の管理）機能：中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

## リスク2：不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><b>【団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)における措置】</b></p> <p>1 団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)では、個人番号利用事務(システム)からの接続には認証(ログイン)を必須とし、個人番号利用事務(システム)以外のアクセスはできない対策を実施している。</p> <p>2 団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)では、ユーザIDによる認証(ログイン)と認可(処理権限の付与)機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。</p> <p><b>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</b></p> <p>1 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>2 情報提供機能により情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>3 機微情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>4 中間サーバーの職員認証・権限管理(認可された運用権限の管理)機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻及び操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>※ 情報提供機能：情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている</p> <p>2) 十分である</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><b>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</b></p> <p>1 中間サーバーの職員認証・権限管理(認可された運用権限の管理)機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻及び操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>2 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われているリスクに対応している。</p> <p><b>【中間サーバープラットフォームにおける措置】</b></p> <p>1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの関係は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>2 中間サーバーと団体については、VPN(※)等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>3 中間サーバープラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバープラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>4 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバープラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを最小化する。</p> <p>(※) VPN:インターネットや通信事業者が持つ公衆ネットワーク(回線)を使用して拠点間を接続する場合に、仮想的に、専用ネットワーク(回線)を使用して接続する技術</p>	

## 7. 特定個人情報の保管・消去

リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
その他の措置の内容	<p>【ワクチン接種記録システムにおける措置】</p> <p>&lt;物理的対策&gt;</p> <p>ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための、統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。</p> <p>主に、以下の物理的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理</li> <li>・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</li> </ul> <p>&lt;技術的対策&gt;</p> <p>ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策の統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。</p> <p>主に、以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。</li> <li>・当該領域のデータは、暗号化処理する。</li> <li>・個人番号が含まれている領域は、インターネットからアクセスできないように制御している。</li> <li>・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。</li> <li>・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通信機能を備えている。</li> <li>・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</li> </ul> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。</li> <li>・電子交付アプリとVRSとの通信は、暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</li> </ul> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</li> <li>・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は、暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

## 8. 監査

実施の有無

[  ] 自己点検

[  ] 内部監査

[  ] 外部監査

## 9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[  ] 十分に行っている

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

具体的な方法

- 1 職員に対して、個人情報保護に関する研修の受講を推奨している。
- 2 1年に1度の割合で、対象職員に対し情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。
- 3 新たに採用された非常勤職員に対しシステムの操作権限を付与する前に情報セキュリティに関する研修を実施している。
- 4 違反行為を行った者に対しては、指導を行うほか、違反行為の程度によっては懲戒の対象となり得る旨周知する。
- 5 受託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する特記事項を明記し、秘密保持契約を締結している。

【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】

デジタル庁(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナワクチン接種記録システムの利用に当たっての確認事項」に同意の上、第9条(市区町村の責任)に則して、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。

## 10. その他のリスク対策

【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】

デジタル庁(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナワクチン接種記録システムの利用に当たっての確認事項」に同意の上、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応を探ることができる体制を構築する。

## IV 開示請求、問合せ

### 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	文京区保健衛生部予防対策課 112-8555 東京都文京区春日1-16-21 問合せ先電話番号 03-5803-1834
②請求方法	文京シビックセンター2階行政情報センターで受け付ける。 また、郵送による請求も受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	文京区保健衛生部予防対策課 112-8555 東京都文京区春日1-16-21 問合せ先電話番号 03-5803-1834
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

## V 評価実施手続

### 1. 基礎項目評価

①実施日	令和4年9月15日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)

### 2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】

①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—

### 3. 第三者点検【任意】

①実施日	令和4年9月7日
②方法	文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会にて第三者点検を実施した。
③結果	個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価指針に基づき、評価が適切に行われているものと認められた。

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月28日	I-1-②事務の内容	【事務の概要】 予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	【事務の概要】 予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和4年3月28日	I-2-システム4②システムの機能	なし	6 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和4年3月28日	I-4-法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項、第19条第6号(委託先への提供)、同条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)及び別表第一の10の項	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条第1項、第19条第6号(委託先への提供)、同条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)及び別表第一の10の項	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和4年3月28日	I-5-②法令上の根拠	【情報照会】 1 番号法第19条第8号、別表第二 16の2、17、18、19の項 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下「別表第二主務省令」という。) 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	【情報照会】 1 番号法第19条第8号、別表第二 16の2、17、18、19の項 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和4年3月28日	II-3-①入手元	その他(ワクチン接種記録システム(VRS))	削除	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和4年3月28日	II-3-②入手方法	なし	その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和4年3月28日	II-3-⑤使用方法	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・ 文京区への転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・ 文京区への転入者について、転出元市町村へ接種記録を照会するとともに、接種券発行のために特定個人情報を使用する。	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和4年3月28日	II-3-⑤使用方法一情報の突合	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 文京区からの転出者について、文京区での接種記録を転出先市区町村に提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手し、文京区の接種記録と突合する(転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う。)	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 文京区からの転出者について、文京区での接種記録を転出先市区町村に提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手し、文京区の接種記録と突合する。	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和4年3月28日	II-4-委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る接種記録の管理等業務	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和4年3月28日	II-4-委託事項2-①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種業務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種業務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和4年3月28日	II-6. 特定個人情報の保管・消去(保管場所)	【ワクチン接種記録システムにおける追加措置】 1、2 略	【ワクチン接種記録システムにおける追加措置】 1、2 略 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出

令和4年3月28日	III-2. 特定個人情報の入手 (リスクに対する措置の内容)	<p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置内容】</p> <p>1 略</p> <p>2 転出先市町村からの個人番号の入手 文京区からの転出者について、文京区での接種記録を転出先市町村へ提供するため、転出先市町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。</p> <p>3 転出元市区町村からの接種記録の入手 文京区への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、文京区において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>4 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和4年3月28日	III-2. 特定個人情報の入手 (特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置)	なし		特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和4年3月28日	III-3. 特定個人情報の使用 (特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置)	<p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】</p> <p>1 略</p> <p>2 特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、以下の3つの場面に限定している。</p> <p>① 文京区への転入者については、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合にのみ入手し、使用する。 ②③ 略 3 略</p>	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和4年3月28日	III-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託(その他の措置の内容)	<p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】</p> <p>文京区・国・当該システムの運用保守事業者の三社の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用に当たっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。</p> <p>なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置</li> </ul>	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出

令和4年3月28日	III-7. 特定個人情報の保管・消去(その他の措置の内容)	なし	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和4年3月28日	III-9. 従業者に対する教育・啓発(具体的な方法)	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室	デジタル庁(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和4年3月28日	III-10. その他のリスク対策	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室	デジタル庁(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和4年5月18日	II-3. 特定個人情報の入手・使用⑤使用方法一情報の突合	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】文京区からの転出者について、文京区での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、文京区の接種記録と突合する。	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】文京区からの転出者について、文京区での接種記録を転出先市区町村に提供するためには、他市区町村から個人番号を入手し、文京区の接種記録と突合する。	事後	特定個人情報保護評価の見直しによる提出
令和4年5月18日	II-(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> 接種回(1回目／2回目)	接種回(1回目／2回目／3回目)	事後	特定個人情報保護評価の見直しによる提出
令和4年5月18日	III-2. 特定個人情報の入手(リスクに対する措置の内容)	2 転出先市区町村からの個人番号の入手 文京区からの転出者について、文京区での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。	2 他市町村からの個人番号の入手 文京区からの転出者について、文京区での接種記録を転出先市区町村へ提供するため、他市町村から個人番号を入手するが、その際は、他市町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。	事後	特定個人情報保護評価の見直しによる提出
令和4年5月18日	V-1. 基礎項目評価	令和3年6月25日	令和4年5月18日	事後	特定個人情報保護評価の見直しによる提出
令和4年5月18日	V-3. 第三者点検【任意】-①実施日	なし	令和4年2月22日	事後	特定個人情報保護評価の見直しによる提出
令和4年5月18日	V-3. 第三者点検【任意】-②方法	なし	文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会にて第三者点検を実施した。	事後	特定個人情報保護評価の見直しによる提出
令和4年5月18日	V-3. 第三者点検【任意】-③結果	なし	個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価指針に基づき、評価が適切に行われているものと認められた。	事後	特定個人情報保護評価の見直しによる提出
令和4年9月15日	I-2-システム4②システムの機能	1 ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 2 接種記録の管理 3 転出/死亡時のフラグ設定 4 他市区町村への接種記録の照会・提供 5 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 6 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 7 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	1 ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 2 接種記録の管理 3 転出/死亡時のフラグ設定 4 他市区町村への接種記録の照会・提供 5 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 6 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 7 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和4年9月15日	II-3-③使用目的	予防接種法第5条及び第6条に規定する対象者の資格の取得・喪失の管理及び対象者の接種履歴の管理並びに転入者に接種履歴の突合を行なうため	予防接種対象者の資格の取得・喪失の管理及び対象者の接種履歴の管理並びに転入者に接種履歴の突合を行なうため	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和4年9月15日	II-3-⑤使用方法	予防接種法第5条及び第6条の規定により対象者の転入出や死亡などの異動の確認を行い、予防接種の実施、請求、審査、支払、登録、管理等の記録を正確に行なう。	予防接種対象者の転入出や死亡などの異動の確認を行い、予防接種の実施、請求、審査、支払、登録、管理等の記録を正確に行なう。	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和4年9月15日	II-3-②入手方法	その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)	その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出

令和4年9月15日	II-4-1 委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和4年9月15日	II-4-1 委託事項2-①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種業務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種業務に関するワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和4年9月15日	II-6. 特定個人情報の保管・消去（保管場所）	【ワクチン接種記録システムにおける追加措置】 1 略 2 クラウドサービスを利用している。 なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ①から⑤まで 略 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	【ワクチン接種記録システムにおける追加措置】 1 略 2 クラウドサービスを利用している。 なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ①から⑤まで 略 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。  【ワクチン接種記録システムにおける追加措置】 1 略 2 クラウドサービスを利用している。 なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ①から⑤まで 略 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和4年9月15日	II-(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> 接種回(1回目／2回目／3回目)	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> 接種回(1回目／2回目／3回目／4回目)	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和4年9月15日	III-2. 特定個人情報の入手（リスクに対する措置の内容）	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置内容】 1から4まで 略 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置内容】 1から4まで 略 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和4年9月15日	III-2. 特定個人情報の入手（特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置）	なし	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ① 個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けことで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ② 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ③ 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ④ 券面事項入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ⑤ 券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ⑥ キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出

令和4年9月15日	III-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託(その他の措置の内容)	<p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】文京区、国、当該システムの運用保守事業者の三社の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用に当たっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。</p>	<p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】文京区、国、当該システムの運用保守事業者の三社の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用に当たっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付閑進機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。</p>	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和4年9月15日	III-7. 特定個人情報の保管・消去(その他の措置の内容)	なし	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	特定個人情報保護評価の再実施による提出
令和4年9月15日	V-3. 第三者点検【任意】-①実施日	令和4年2月22日	令和4年9月7日	事後	特定個人情報保護評価の見直しによる提出
令和5年3月20日	II-(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> 接種回(1回目／2回目／3回目／4回目)	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> 接種回	事後	特定個人情報保護評価の見直しによる提出
令和5年3月20日	III-3. 特定個人情報の使用(具体的な管理方法)	<p>【ワクチン接種記録システムにおける追加措置内容】 1 略 2 ①から②まで略 ③ ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</p>	<p>【ワクチン接種記録システムにおける追加措置内容】 1 略 2 ①から②まで略 ③ ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、文京区が指定する管理者が認めた者に限定して発行される。</p>	事後	特定個人情報保護評価の見直しによる提出
令和5年3月20日	III-3. 特定個人情報の使用(その他の措置の内容)	<p>【ワクチン接種記録システムにおける追加措置】 システム上の操作ログを取得しており、操作ログを確認できる。</p>	<p>【ワクチン接種記録システムにおける追加措置】 ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、文京区が指定する管理者が必要最低限の権限で発効する。 文京区が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動/退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際は速やかに把握している内容を更新する。 文京区が指定する管理者は、定期的にユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。 システム上の操作ログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期に及び必要に応じて隨時に確認する。</p>	事後	特定個人情報保護評価の見直しによる提出
令和5年9月20日	IV 開示請求、問合せ 1 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	文京区保健衛生部予防対策課 112-8555 東京都文京区春日1-16-21 問合せ先電話番号 03-5803-1834 ※ 利用停止請求は、文京区個人情報の保護に関する条例(平成5年文京区条例第6号)において、「削除請求」及び「利用中止請求」に該当	文京区保健衛生部予防対策課 112-8555 東京都文京区春日1-16-21 問合せ先電話番号 03-5803-1834	事後	特定個人情報保護評価の見直しによる提出
令和5年9月20日	IV 開示請求、問合せ 1 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	文京シビックセンター2階行政情報センターで受け付ける。 また、郵送による請求も受け付ける。	文京シビックセンター2階行政情報センターで受け付ける。 また、郵送による請求も受け付ける。	事後	特定個人情報保護評価の見直しによる提出